スイッチ直後品目、劇薬指定品目の特性・販売時の留意点(概要)

特性

(1) スイッチ直後品目

医療従事者による厳格な管理から外れた直後であり、以下の原因により、新たな健康被害・有害事象が発現するおそれがある。また、そのリスクも不明な状況。他の一般用医薬品とは別の医療用に準じたカテゴリーのものとして認識すべき

- ・ 使用者の変化、適用外の者の使用
- ・ 連用や本来受診すべき状態の放置
- ・ 多量や頻回の使用、乱用
- ・ 服用中の他の医薬品や健康食品等との相互作用
- 副作用の兆候の見逃し

(2) 劇薬指定品目

毒性の強い成分であり、現行制度上も、安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には、販売してはならない。

留意点

- 薬剤師と購入者との間の双方向での柔軟かつ臨機応変なやりとり を通じて、以下の事項を確実に担保することが必要
 - 購入者は、自らの症状の程度や状態、副作用の兆候等を正しく 判断・申告できないおそれがあるため、薬剤師が、その知識・経験 を持って直接判断すること
 - ・ 薬剤師からの伝達・指導事項を確実に理解してもらうこと
 - ・ 安全な取扱いをすることについて不安がないことを確認すること
- 代理購入や、常備薬としての購入は認めるべきではない。このよう な購入希望があった場合は、医療機関への受診を促すなり、別の一 般用医薬品を勧めることが適当
- 広く大量に購入できるような形や、簡便に購入できる形での流通は 避けるべき
- 副作用等があった際に、販売した薬剤師が責任をもって即座に対応できることが必要

イメージ



(購入者)

使用者の状態等の慎重な確認 (薬剤師が知識・経験を持って直接判断)

- 性別、年齢
- 症状
- 当該医薬品等の服用歴、服用状況
- ・ 副作用歴の有無及びその内容
- ・ 持病の有無及びその内容
- ・ 医療機関の受診の有無及びその内容
- ・ 副作用の兆候等の確認
- ・ その他気になる事項 等

薬剤師と購入者との間の双方向での 柔軟かつ臨機応変なやりとり

薬剤師からの情報提供・指導と、 その内容の確実な理解

- ・ スイッチ直後品目は、一般用医薬品として のリスクが不明であること
- 用法•用量
- ・服用上の留意点(飲み方や、長期に使用しないこと等)
- 服用後注意すべき事項(○○が現れた場合は使用を中止し、相談すること)
- ・ 指導事項を理解したことや再質問等の有 無の確認 等



(薬剤師)